

平成25年5月21日
健康福祉部薬務感染症対策課

新型インフルエンザ等対策行動計画について

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

病原性の高い新型インフルエンザの発生に備え、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）が公布されました。

その後、本年3月の中国におけるH7N9型鳥インフルエンザの発生を受け、本年4月13日に特措法が前倒しして施行されるところです。

2 県新型インフルエンザ等対策行動計画について

特措法では、政府、都道府県及び市町に対して、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定を規定しているところであり、本県においても、新たな県行動計画を策定する必要があります。

行動計画の策定にあたっては、政府行動計画を踏まえるとともに、県公衆衛生審議会健康危機管理部会の意見を聞きながら、医療提供体制の確保、外出自粛要請等や、各分野における訓練の実施など、特措法に基づく様々な項目について規定していく必要があります。

このため、今後、各部局の連携のもと、県新型インフルエンザ対策連絡会議等を活用して、行動計画策定に向けて取り組んでいきます。

なお、策定までの間に、新型インフルエンザが発生した場合は、現行の三重県新型インフルエンザ対策行動計画で対応します。

3 今後のスケジュール（見込み）

	国	県
平成25年		
3月29日		○県対策本部条例公布
4月13日	○法施行	○県対策本部条例施行
4月16日	○政府行動計画（案）提示	○県行動計画策定準備
4月18日	○パブリックコメント	
平成25年5月	○政府行動計画策定	○県行動計画策定等作業の開始
	○ガイドラインの策定	
平成25年8月		○骨子案の策定 ○公衆衛生審議会健康危機管理部会 開催（中間案に向けての議論）
平成25年9月		○中間案の策定 ○パブリックコメントの実施 ○計画案の策定 ○公衆衛生審議会健康危機管理部会 開催（計画策定に向けての議論）
平成25年12月		○計画の策定 （議会および国への報告・公表等）

- ・医療提供体制等の整備
- ・指定地方公共機関の指定
- ・市町行動計画策定へ支援
- ・適時、議会へ説明

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



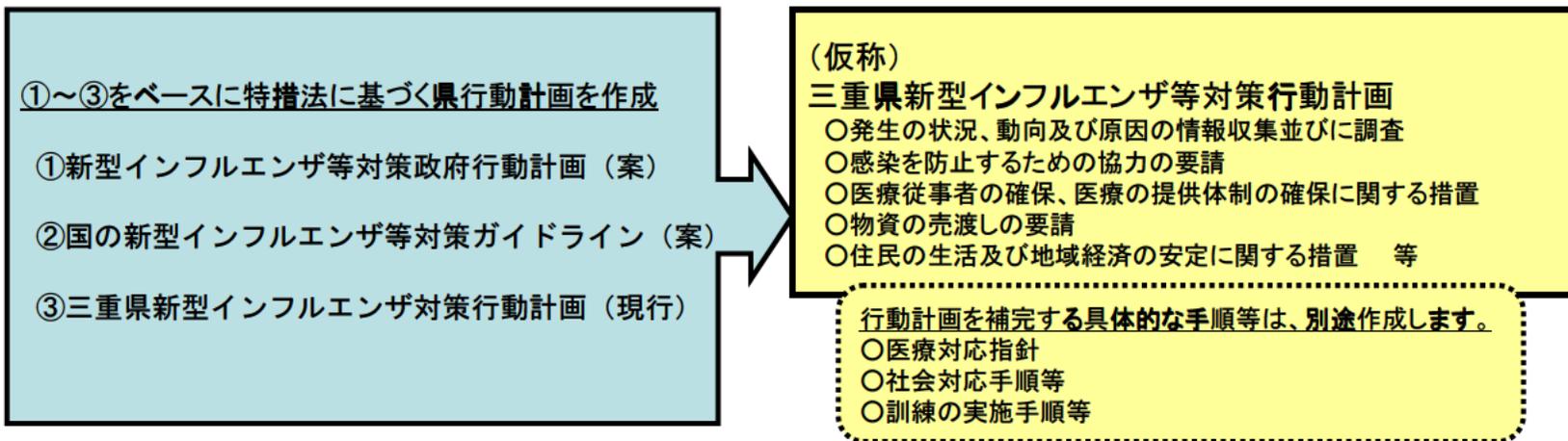
出典：内閣官房

国及び地方公共団体の行動計画について

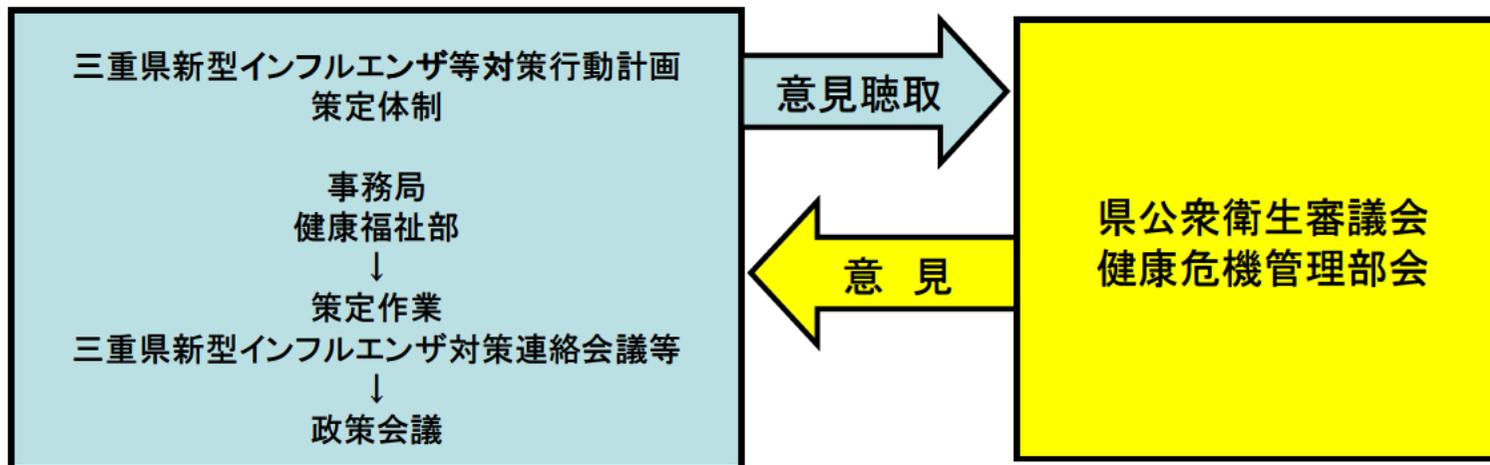
国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村	
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針 国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに 変異するおそれが高い動物のインフルエンザの 海外及び国内における発生の状況、動向及び 原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公 共団体、指定公共機関、事業者及び国民への 適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による 対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接 種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん 延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置そ の他の国民生活及び国民経済の安定に関する 措置	対策の総合的な推進に関する事項 都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向 及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町 村、指定地方公共機関、医療機関、事業者 及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の 新型インフルエンザ等のまん延の防止に関 する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体 制の確保に関する措置 ・物資の完済しの要請その他の住民の生活及 び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	対策の総合的な推進に関する事項 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業 者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新 型インフルエンザ等のまん延の防止に関す る措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び 地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項			
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項		市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項		新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項		他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告	

三重県新型コロナウイルス等対策行動計画策定の概要(案) 健康福祉部



4



三重県新型インフルエンザ対策連絡会議委員

区分	所 属	職 名
議長	健康福祉部	次長（健康・安全担当）
副議長	防災対策部	危機管理課長
	健康福祉部	薬務感染症対策課長
委員	戦略企画部	戦略企画総務課長
	総務部	総務課長
	健康福祉部	人権・危機管理監
	環境生活部	環境生活総務課長
	地域連携部	人権・危機管理監
	農林水産部	人権・危機管理監
	雇用経済部	人権・危機管理監
	県土整備部	人権・危機管理監
	出納局	出納総務課長
	企業庁	危機・事業管理監
	病院事業庁	経営支援・危機管理監
	教育委員会	学校防災推進監
	警察本部	警備第二課危機管理室長